

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N623
2023・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

【新春特別企画】議長インタビュー

性的少数者の実情と法律家の役割…………… 笹山尚人×依田花蓮

〈広報委員会よりお知らせ〉アンケート集計結果(途中報告)

佐賀地裁が武雄市長個人に四億円請求命令—防災システム住民訴訟…………… 東島浩幸

「ひきこもり」と精神科医療—精神科病院に対する賠償判決を受けて…………… 大井淳平

福島原発南相馬訴訟控訴審判決の報告…………… 深井剛志

2022年度第3回常任委員会(冬の全国ミーティング・三重)開催

□地元特別講演報告「私が原発をとめた理由」…………… 木村夏美

—大飯原発差止め判決を出した樋口英明元裁判官の講演

□若手弁護士向け企画「青法協的刑事弁護活動とは?」…………… 芦葉 甫

—憲法的価値を大切にす私たち青年法律家ができる刑事弁護とは?」

□オブショナルツアー「四日市公害」見学ツアー…………… 関口速人

【シリーズ全国リレー・福岡支部】福岡青法協の活動について…………… 田上普一

□原発の新增設および福島第一原発事故の最大の教訓である原発の40年運転制限を
撤廃することに強く反対する決議



興福寺・中金堂より

新春特別企画

議長インタビュー

性的少数者の実情と法律家の役割

笹山 尚人

青法協弁学合同部会議長

×

よだ かれん
依田 花蓮

元新宿区議会議員
トランスジェンダー
行政書士

笹山：今回の対談では、性的少数者の実情を多くの会員の方に知ってもらいたいと考えています。依田さんの場合は、生まれによって与えられた外的な性と御自分の性の違和感はどうな状況で感じられたのでしょうか。

依田：こうした話はそれぞれ個体差になるので、私の場合になりますが、最初は自分のことをゲイだと思っ生きてきたのです。ところが、ショーパブで男性ダンサーをしていた時、海外のニューハーフダンサーさんに、「違いますよ。あなたは女性として生まれてきたのに何をやっているの」と言われたのです。私は否定しましたが、「いや、あなたは女性だ」と。その人が、毎日毎日呪文のように言ってくれたんです。

そのうち本当の気持ちに気付き始めてしまつて。女性として生きるとなると、姿形が変わるので黙っていても社会にカミングアウトすることになります。身長一八〇センチの私が女性の格好なにかしたら世間から袋だたきに遭う。ゲイは黙っていればいけないからと気持ちを押し殺していたことに気付いた。気付いたとして、自分が女性として生きていくことは怖くてとてもできないと思っっているんですが、先輩の呪文で自分の気持ちに素直に生きるってどういうものだろうと気持ちが向いていって。

一年くらい悩み、三六歳の誕生日について決断

して、先輩のナビゲーションで性別をトランス(移行)していきました。

先生に「すぐにでも女性として生きたい」と伝えたら、「ガイドラインがあるから半年以上はホルモン療法や女性として生きることにならしていかないといけないですよ」と言われました。半年後、豊胸手術と性別適合手術を一ヶ月位の間で全部やって、ニューハーフダンサーとして契約を新たに結び、やっと女性として生きていくことになりました。

ちょうど日本に法律もできた頃で、手術を終え家庭裁判所に申し立てをし、戸籍上も女性に変えました。

笹山：手術をするときに誰かに相談したり、意見を聞くことはあつたんでしょうか。

依田：親には言えなかつたです。仲はよく、電話では息子のふりをし、驚かせないようにしていました。

当時のゲイのパートナーには別れる覚悟で相談しました。彼は、「どんな姿になつてもあなたを一生大事にするので一緒に生きていきましょう」と言っってくれて、今も一緒です。家族としては完璧なんです。

ですが、恋愛対象は違つてしまつたので、同志というか家族という感じになりました。彼とは一緒に暮らしていますから、全部相談しながら助けて



もらいながら、トランス(性別移行)をしていきま
した。

見た目が変わっていくので、友人にもカミング
アウトが必須になります。私は、職場がショウの
世界なのでアドバイスをもらいながら移行できま
した。いわゆる昼間の会社員の方でアドバイスも
なく孤立してしまう方たちは本当に大変だと思
います。

実際、経産省のトイレの使用制限訴訟の方な
ど、一人で、自分を男性だと思っていた人に女性
として生きていくことを理解してもらわないとい
けない。その上カミングアウトを強要されるとい
うのは、想像するだけで涙が出ます。周りもどう
していいのかわからなかったのかも知れない。

そういう出来事を社会で共有して、いろんな現
場でこんなことが起きないようになって欲しい。

当事者じゃない方にもっと知ってもらうことが大
切だなと思います。

■ 社会生活上の困難、差別

笹山：性自認にしても性的指向にしてもシスジェ
ンダーで異性愛が当然でそれ以外の形態はあり得
ないと思っている人が圧倒的に多いと思うんです。
そういう人たちには、性的少数者の方の悩みやど
ういう困難があるのかそもそも全然想像が及ばな
いということがあります。

性的少数者の方は、實際上、社会にそうした実
情が受け入れられなくて、困難に陥る場合も多く
あると思うんです。依田さんは、そういう悩みや
差別はお聞きになったことはありませんか。

依田：当事者としても体験していますが、部屋は
まず借りられないですね。同性同士で。特に私の
時代はそうでした。不動

産の世界では、いろいろ
ありますから。今はたく
さんの自治体でパートナ
ーシップ制度が導入され
て、その自治体内の事業
者には同性同士でも差別
的な取り扱いをしないよ
う周知がはかれるわけ



ですから、少しずつは効果はあるかなと思います
けれど。

トランスジェンダーの場合だと、見た目と身分
証明書の性別が違っていることによる不都合があ
りますね。

私は行政書士ですが、その試験監督説明会で、
ある方が、見た目と身分証の性別が違っていたこ
とからその方を会場に残して確認したことを笑い
話として話したんです。当事者はどれだけの屈辱
だったか。その場での私の指摘は語り草にもなっ
ていますが、同じようなことが起きているはずで
す。

マイナンバーはなんとかして欲しいと言われてま
す。生まれたときに与えられた性別が明記され、
それを持たされる。健康保険証のように通称名で
作れたり性別は裏側記載などの配慮がないのです。
病院でも見た目と健康保険証の性別が違ってい

ると毎回説明しないといけな
いので、いろんな場面で気に
してしまいます。

医療現場も保守的な世界
の一つです。私も、検査結果
に「よだかれん(男性)」とあ
って、「先生、私女性として
生きているんですけど、な
ぜ男性になっているんですか」

と聞いたんです。「検査に関係があるんじゃないかな、わかんないから受付に聞いて」と言われたのですが、受付でも検査との関係でと言うんです。私がSNSにこのことを投稿したら、医療現場でLGBTや性の多様性に理解を進めようと頑張っているお医者さんが「その検査に性別は関係ありません。それは明らかに病院のミスです」と。活動をしている団体のみなさんは心強いですが、やっぱり理解が進まないって嘆いていますね。

■ 生き方ではなく、 そう生まれたただけなんです

笹山…そんな実態があるんですね……。想像以上に酷い実態です。

この問題を理解していない人、理解しようとしていない人は、無意識か自覚的かはわからないのですが、性的少数者の在り方について、「本人が好き好んでやっていることで、やめようと思えばやめられる」というような理解だと思っんです。性自認はグラデーションになっているということですが、これはアイデンティティの問題なんだというのが腑に落ちているかどうか、社会で共有化するための第一の出発点ではないかと思っています。

依田…区議会議員の時に、男女共同参画推進計画に「多様な生き方を認め合おう」とあったのを「生

き方じゃありません。私たちはそう生まれただけなので多様な性を認め合おうとかいう書き方にして下さい」とタイトルを変えてもらったことがあります。「ゲイとかレズビアンとかばかりになったら足立区が減んでしまう」と言った自

民党議員は「LGBTという生き方は勝手だけでもそれを法律で守る必要はない」とも言っていました。そう生まれたただけなんだというのは多くの方に知って欲しい。

笹山…私も友人からカミングアウトを受けたときに、「アイデンティティの問題なんだ」ということが自分に一番伝わったことだと思うんですね。彼にしてみたら「ゲイである自分こそが本当の自分であって、それ以外の選択肢がないのでそういうものとして受け入れて欲しい」というメッセージですね。そこを一番つかんでおかないといけないところなんだと思います。

■ LGBTという言葉について

笹山…ところで、いわゆるLGBTという言葉、性的指向のLGB、性自認のT(トランスジェン



ダー)を一つのワードとするのが、果たして世間の理解や政策を広めるにあたって有効なのかということについては、どうお考えですか。

依田…両面ありますが、私は、この言葉が出てきて良かったと思っています。今までの「変な人たち」から「LGBT」というものがあつたんだ」と、その存在を可視化し理解を広めてくれた。

LGBTというワードを用いる現在の積極的意義は、大人の当事者のためというよりは子どもたちのため。そこにも当然、性的少数者がいて、ホモだ、オカマだといつていじめられる、同性同士では結婚もさせてもらえないような大人の社会を見ている。それでは絶望しかない。セクシュアル・マイノリティである子どもは自殺念慮が高いとも言われている。同性でも結婚ができる、トランスジェンダーの首相が誕生するか、背中で「大丈夫だよ。大人になつても」と見せたいんです。

もう一方で、このワードを使うことで、性の多様性を、L、G、B、Tだけだと思われてはいけない。ジャンル分けは無意味で、最終的にはグラデーションどころか個体差でしかない。この意味では、「性は多様なんだよ」という総称として使わ

れているという認識に、もう一段上がるといいなと思います。

トランスジェンダーと言っても、みんな事情は違うというのが前提であって、勝手に定義づけをするのは良くないと思うんです。体も法律上も性別を変えている人もいれば、体も戸籍も変えていない人もいるわけですから、みんなそれぞれ違うということは知っていた方がいいですね。

はるな愛ちゃんの「LGBTという言葉がなくなると思います」との発言は、性的少数者の実情に社会の理解がすごく広まって、法制度も整って、その言葉を使う必要がなくなる社会になったらしいですね、という壮大な意味で言っているわけです。現在はいろんな阻害要因がある中ですから、やっぱりこうした言葉が必要だと思っています。

■ 区議会議員時代の取り組み

笹山…さて、社会での具体的な取り組みについて伺っていききたいのですが、依田さんが区議会議員だった頃に今の性的少数者のために取り組んだ課題、実績としてはどんなことがありましたか。

依田…一番はパートナーシップ・ファミリーシップ制度の提案です。残念ながら自ら、公明さんの

反対で否決されましたが、新宿区議会史上初めての超党派での条例提案で果たした役割、条例を生み出そうと可視化したことも大きな実績です。



ほかにも、里親ファミリーが区営住宅に入れるよう条例改正したことで、同性同士の里親認定についての答弁を引き出したこと、同性カップル拒否や倍の料金をとることが問題となっていたラブホテルへの行政指導、など取り組んできました。ちいさき声をすくい上げるということに特化してやってきたので、他にもいろいろあるんです。笹山…短い期間でたくさん実績がありますね。感動しました。

■ 生きづらさの解消に必要なこと

笹山…パートナーシップ制度に関する条例ですが、新宿区でも実現していない。昨日今日起こった話ではないのになぜこんなに理解が進まないのか不思議なんです、そこはどうお考えですか。

依田…それはもう明確で、法律がないからだと思います。

います。

性的少数者の問題に限らず、生きづらさを抱えている人の困難を解消するには、一つは理解や共感、思いやりの気持ち、もう一つは法律や条例・制度の二つの両輪が回らないといけないと思っています。まだ細かい誤解はありますが、「性的少数者という人がいて困ることがあるらしいね」「同性同士の結婚はなぜだめなんだろうね」とほとんどの方が理解、共感してくれているわけですね。だけど法律がないから結婚もできないし、差別的なことをされても訴えることができない。そうすると理解を止めてしまったり、差別が禁止されていないから差別してもいい対象だという認識が無意識にすり込まれてしまったり、馬鹿にしたり笑いのにしたり。

国民に無意識に、「法律で守ってあげる必要のない人たち」ってすり込みが行われている気がするんですね。意地でも、法律ができるように、分かっていただかないといけないなあと思いますね。

■ 法律家に求められる役割

笹山…では我々法律家に求められる役割についてはいかがですか。

依田…まだ、わかっていない人、わかろうとしない人はいるので、やっぱり研修会をするなど、社

会の理解を進めて欲しい。

法律家の中にも当然当事者がいてカミングアウトしてない方もいるわけですから、他人ごとには思わず、当然隣にいるんだという認識を持っていただけたらと思います。

あとは、やっぱり国民の半数が選挙に行かない状況を変えないと、差別禁止法や同性婚の実現はないと思っています。国が極力政治に関心を持たないようにしていることが成功しているから、法律の実現には本当に絶望的な気持ちでいっぱいなんです。

そうなんですけど、選挙に行かない人が、それでも行きたくなるような政治家になって注目を集めていくことしかないのかな、と思っています。

笹山：実際に法律を作るといった場合、どんな法律が望ましいですか。

依田：LGBT差別禁止法ですね。それにつきると思います。

やっぱり法律があるということはすごく強くて。それは自分が法律で守ってもらっている大切さをわかっているからなんです。性同一性障害特例法があるから私は法律上も女性になれた。その法律がなければ「よだかれんです」と言っても、戸籍上は男性として存在しなければいけなかった。それと同じで、LGBT差別禁止法ができるというんな差別的な取り扱いを受けた人たちが一気に

立ち上げられることになると思うんです。

■青法協の弁護士が果たせる役割とは？

笹山：青法協は憲法の理念を発展させる、平和と人権、民主主義の三つをきちんと実現していこうというところを一致点にしている法律家団体です。今、性的少数者の人権が、依田さんが仰ったような実情の中で、私たちは、性的少数者の人権のために社会の扉をこじ開けていくポジションにいると思っています。そこで私たちが果たせる役割についてぜひご示唆をいただけないかと思えます。

依田：LGBT差別禁止法についての後押しをしていただきたいですね。

あとは研修会や当事者の話を聞く場を、会としてたくさん設けて、先駆的に活動して欲しいですね。「自分の仲間にもそういう人がいるんだ」という認識のもとに、あなたの隣に、ということをさらに社会に広めていただきたいです。

笹山：ぜひ、今日の依田さんのお話を力にして、青法協も頑張っていきたいと思います。長時間本当にありがとございました。

依田：ありがとうございます。

*紙面に掲載できなかった部分も含めた記事を、ウェブ版としてアップしています。下記QRコードからダウンロードしてください。



広報委員会よりお知らせ

11月25日号に同封しましたアンケートの回答数が少なかつたため、再度、追加アンケートを行うことにしました。アンケート結果の途中報告は、以下の通りです。

アンケートの第2次の締切は、2月15日です。今月号に同封しておりますので、みなさま、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

回答フォーム



アンケート集計結果〈途中報告〉

「Q1 どの程度読まれていますか？」

回答頂いた方の半数以上の方は「関心のある記事のみを読んでいる」、3割程度が「毎号欠かさず全記事を読んでいる」、1割程度のかたは「ざっと目を通す程度」との結果でした。

「Q2 関心を持って読む記事は何ですか？」

複数の回答が寄せられたのは、同期が活躍している記事、会員が担当した事件の記事、議長トークでした。

ウクライナ問題／会員が取り組んでいる人権問題、時事問題／若いころ公害事件に関係していたので、公害事件に関心がありましたが、このごろ問題にされるのは少なくなりました。四日市公害50年の記事などをみると、なつかしく思い出します／先進会員の具体的な活動と展開と帰結と反省が盛り込まれている記事／憲法9条(平和・民主主義)関係／国賠、冤罪、差別、外国人労働者、原発、国・公共団体に対する訴訟など／総会や常任委員会の報告記事(青法協がどのように動いているかを知ることができるから)／事件報告、学習会報告／法科大学院、法曹養成に関する記事(自分自身が取り組んでいるテーマだから)

「Q3 機関紙の頁数はどうですか？」

回答頂いた方のほとんどが「適当である」との結果でした。

「Q4 取り上げて欲しいテーマはありますか」

- ・ベテラン会員の回顧録、実務的な事項を取り上げる記事があれば新人が読むようになるのではないだろうか
- ・過去の名記事アーカイブ。レジェンドの先生のインタビュー
- ・時事問題と長期的な問題とをバランスよく
- ・特にない。来たもので、最近はこういう議論がされているんだ、と知るの楽しい。
- ・原発の問題

- ・IT化への対応や成功例、所有者不明土地の扱い、労働関係法令の活用方法などなど潮目が変わりつつある現場に役立つテーマ
- ・大量増員(弁護士)時代の弁護士の汚点(あれば)、若手弁護士の人権意識状況
- ・判検交流の問題点

「Q5 ご意見がありましたらご自由にお書き下さい」

- ・紙媒体の配布は希望者のみとし、原則データでの提供をお願いしたいです
- ・以前、記事の執筆を依頼されて書いたら、提出した後にあれこれ内容について書き直すよう指図されて嫌な思いをしたことがあります。記事の執筆を依頼する際は、依頼時に書いて欲しいことをお願いしておくべきだと思います。
- ・お疲れ様です。引き続きよろしくお願いいたします。
- ・80才になりましたので、格別意見はありませんが、皆様が頑張っている様子が機関紙から伺うことができ、若いころをしのんでいます。
- ・紙ではなく、希望者だけでもPDFなどでデータ送付し、会費削減に繋げてほしい。
- ・41周年を博多で祝ってきました。クラスの名和田君の名司会によってクラス分散会でも振り返ることができました。あと数年利他世の中に役立つ仕事に絞って頑張ります
- ・そろそろ、横書きにしてみてもどうでしょうか。
- ・字が大きく、縦書きで読みづらい。
- ・自民党の恫喝によるメディアの萎縮状況下、極めて貴重な機関紙です。頑張ってください。
- ・青法協の一致点を前提としつつ、議論の分かれる問題についてはできるだけ多様な視点からの記事を掲載するよう配慮することが、青法協という団体の懐の深さに繋がると思います。ご検討ください。
- ・修習生や学生からの原稿も可能であれば集めてはいかがでしょうか。司法修習生フォーラムの感想や司法試験勉強会出身の声など。

佐賀地裁が武雄市長個人に四億円請求命令 — 防災システム住民訴訟

佐賀 東島 浩幸

① 武雄市が、二〇二〇年七月、地元のケーブルテレビ会社との間で締結した、「武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約」（委託代金五億七千四百二十二万円）は、市議会の承認が必要であるのにその承認手続きが取られなかった。そのこと自体が違法であるとして、武雄市民六名が武雄市長を被告として、同契約による公金の支出禁止を求めて提訴した。原告ら代理人は私と藤藪貴治弁護士である。

ところが、二〇二〇年度及び二〇二一年度に予算が執行され、前記契約に基づき、ケーブルテレビ会社に合計四億〇五百八十六万六千二百円が支払われた。それに伴い、請求の趣旨を「武雄市長は市長個人に対し、同金額を武雄市に支払うよう請求せよ」と変更した。

② ところで、武雄市は二〇一九年夏の集中豪雨にて、床下・床上浸水等の被害を被った。防災情報について、集落内の戸外のスピーカー放送では雨音で聞こえないなどの声が相次ぎ、防災情報システムでの市内全戸への戸別受信機の設置が要望されていた。ただし、①従来から市内のうち三町ではすでに無線方式で戸別受信機が設置されていること、②床上浸水の場合に二階への垂直避難の際に二階に受信機を移動させる必要性があることなどから、無線方式が適切との意見が相当数あった。

さらに、二〇二〇年三月市議会での予算審議では、市の市長部局は、有線・無線などの方式や契約内容などは決まっていないが、予算の枠だけ通してほしい、六月議会で改めて（仮）契約について議会の承認を得るなどと説明していた。しか

し、二〇二〇年六月議会では承認手続きはおろか何の説明もなく、のちに市長部局は、議会の承認（議決）は不要と言いだした。

③ 争点は次の四点であった。

① 本件契約は議会の議決が必要な、予定価格一億五〇〇〇万円を下らない「工事」に該当するか？ ② 本件契約は議会の議決が必要な、二〇〇〇万円以上の「動産の」「買入れ」に該当するか？ ③ 仮に市議会の議決が必要だとすると、二〇二〇年三月議会での予算の承認で代替できるか？ ④ 契約の既履行部分について契約代金を支払ったとしても武雄市に反対給付があるから、損益相殺のため、武雄市には結果として損害はないことになるのか？

四

佐賀地裁は、二〇二二年一月一八日、「武雄市長は、武雄市長個人に四億〇五八四万六六二〇円を支払うよう請求せよ」との判決を下した。同地裁は、以下のように理由を述べた。

(1) 争点①②については、

「議会の議決を経るといふ法の趣旨は、重要な契約について住民の利益を保障するとともにこれらの事務の処理が住民の意思に基づいて適正に行われることを期すところにある。すると、議会の議決が必要な「工事の請負」を建設工事に限定されるべきではない。

すると、本件でケーブル回線を分配する工事は「工事」に該当し、戸別受信機の設定作業は本件契約の主要な要素を構成しており、契約の付随的な部分とは言えない。すると、議会の議決を要する「工事の請負」に該当する。」

また、争点①で示した法の趣旨から見て、総額一億二〇〇万円の戸別受信機の購入は、議会の議決が必要な「動産の買入れ」に該当することとは明らかである。」

(2) 争点③については、

「契約の締結等が予算の執行行為であるにもかかわらず、予算の議決とは別に法九六条一項五号・八号での議決が掲げられていることからすれば、予算の議決とは別個に行われることを予定し

ていると解される。ただし、予算の審議において、当該契約の適否について審議することが認識され、当該契約を締結することの必要や妥当性についての審査を経て議決がされるのであれば、法の趣旨は満たされる。」

本件では、防災情報システムの概要を説明したにとどまり、戸別受信機の性能や通信方式(有線か無線か)を含めた契約内容、契約金額、契約の相手方の未定であったこと、市の担当者は二〇二〇年六月議会で承認を得る予定と説明していたことから、予算の大枠を決めるために行われたに過ぎない。よって、契約の適否についての議決をすると認識されていたとはいえず、実質的に地方自治法九六条一項五号・八号の議決を経たとはいえない。」

(3) 争点④については、

被告は、本件契約の執行により、市には利益があるとして損益相殺を主張する。しかし、有線方式では二階への垂直避難のときに持ち運びできない箇所があるなど、無線と有線ではシステムの在り方に大きな違いがあり、契約内容も大きく異なるものである。また、すでに市内の三町にすでに導入されていた戸別受信機が無線方式であったこと、無線方式を前提とする質問が二〇二〇年三月議会で、九月議会でもされていたことから、本件契約の議決について議案が提出していれば本件

契約の締結に係る議決が否決される可能性が相当程度あったというべきである。そうすると、市に利益が生じているということとはできない。よって、損益相殺を行うことはできない。」

と判示した。

五

原告弁護士は、重要な契約について、最も住民の意思を反映している、住民代表である議会の議決を得る」という、住民自治の重要性を確認した判決であると評価する。「権力は腐敗する」という格言からいえば、重要な契約について、市長一人に決めさせるのではなく、最低議会の議決を必要として市長の恣意を防止することが大切である。本件判決は法の趣旨と本件契約の特色から丁寧に認定している。また、市議会無視の契約を履行したことによる「損益相殺」の主張は、「違法のやったもの勝ち」につながるものであるが、判決はその主張を見事に排斥した。

なお、判決後の一月三日、被告代理人(市の顧問弁護士)は、市議会全員協議会にて、「訴訟前に『絶対市議会の議決が必要』と進言していたが、軽視された」と述べたとのことである。

顧問弁護士のアドバイスもあえて無視して議会無視を決めた真の動機が何かも本当は解明されるべき課題(訴訟外の課題)である。

控訴されたので、控訴審もがんばりたいと思う。

「ひきこもり」と精神科医療

— 精神科病院に対する賠償判決を受けて —

東京 大井 淳平

1 はじめに

二〇二二年二月一六日、ひきこもり支援をうたう悪質業者（いわゆる「引き出し屋」）に無理矢理連れ出され、五〇日間強制入院させられた三〇代の男性が、入院先の成仁病院に損害賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁で言い渡されました。判決は、成仁病院の行った医療保護入院の違法性を認め、三〇八万円の損害賠償を命じる画期的な内容でした。

2 事案の概要

原告となっている男性は、大学卒業後、就職せずに両親と同居していましたが、二〇一八年五月三日、父親が契約した「引き出し屋」であるクリアアンサー株式会社の運営する「あけぼのぼし自立研修センター」の職員が突如自宅を訪れ、原告に入所を迫りました。男性が同意せずにいると、職員二人に力づくで車に引きずり込まれ、同センターの寮である地下の部屋へ連れて行かれて監視付きで八日間、閉じ込められました。職員に抗議を続けた原告は、同月二日に同社職員らに成仁病院まで連れていかれ、「急性一過性精神病性障害」と診断され、六月二九日まで五〇日間、「医療保護入院」の名目で強制入院となりました。三日間は身体を拘束されておむつをはかされ、面会や

電話も禁じられていました。

男性は退院後、同センターでの生活を強いられました。同年八月に現在の弁護士を構成する弁護士らを頼り脱走しました。

その後、原告は拉致・監禁を行ったクリアアンサー社とともに、強制入院を行った成仁病院に対しても損害賠償を求める訴訟を提起しました。

（クリアアンサー社は訴訟中に破産しましたが、二〇二二年三月二五日の二〇〇万円の損害賠償を認める（破産債権を有することを確認する）判決が言い渡され、同判決は確定しました。）

3 画期的判決の内容

判決では、入院決定に先立ち診察したのは指定医Kではなく非指定医のNであって、本件医療保護入院の決定は、精神保健指定医（以下「指定医」といいます）による診察という要件を欠く上に、入院決定時に精神保健福祉法上の精神障害者であったという要件も欠くため、違法であるとしてきました。そして、本件入院決定が違法である以上、五〇日間の入院継続も違法であり、入院を前提として行われた行動制限（身体拘束、隔離、面会禁止及び電話禁止）も違法と判断されました。

また、成仁病院がクリアアンサー社に原告の承諾なく入院時の状態や入院後の経過、病名等の医療情報を提供した点についても原告のプライバシー

一権を侵害し違法と判断しました。

判決は、このような成仁病院の違法行為について、指定医による診断という医療保護入院のための基本的要件すら満たさず、極めて杜撰な診断によって、医療保護入院を決定したうえ、医療情報の提供についても、原告の同意の有無の確認という基本的かつ容易な手順を怠ったものであって、いずれも厳しく非難されるべきものであると厳しく断罪しました。

また、判決では、「原告は、診察時にN医師に対し、自分の意思に反して入所させられた旨伝えており、また、診察に先立ちN医師に共有された原告に関する情報には、原告が、センターの入所に納得しておらず、入所中も職員が目を離すと他者に助けを求めてしまうという事項が含まれており、N医師としては、原告がその訴えとおりに意思に反して、入所させられたことについて認識可能であったのであるから、原告の前記発言の動機や理由についての検証の必要性についても認識可能であったと認められる。」しかし、N医師は、本人が行きたくなければ施設には連れていけないと思うとの根拠の薄弱な理由から、原告が同意してセンターに行ったものと安易に判断しており、N医師が原告に対し前記発言の動機や理由に関する質問を行うなどして前記発言が精神障害の兆候を示すものか否かを慎重に判断しようとしたこと

はうかがわれないと指摘されています。

4 事件の背景

(1) 「ひきこもり」を取り巻く社会状況

「ひきこもり」というと不登校等の子どもや若者の問題と認識されがちですが、近時では長期化・高齢化することも報告されており、八〇代の親が五〇代のひきこもりの子どもの面倒を見ている状態が「八〇五〇問題」といわれ社会問題になっています。

二〇一九年五月に川崎市登戸で発生したカリタス小学校の児童などを殺傷した事件の犯人がひきこもりであったと報道されたこと、同年六月に元農林水産事務次官が刺殺した息子がひきこもり傾向であったと報道されたことも、ひきこもりに悩む本人やその家族に多大な衝撃を与えました。それぞれ異なる経緯や生きづらさを抱えるひきこもり当事者や家族ひとりひとりに寄り添った支援体制の充実が求められています。

しかし、行政等による支援体制は未だ十分でなく、十分な情報も得られないため、不安を抱える家族の中には「ひきこもり支援」を謳う「引き出し屋」に問題解決を求める方も少なくありません。またまだ社会のひきこもり当事者に対する偏見は根強く、「就労していない者に価値はない」とにかく就労させて外に出すべきだ」との考えが根底にあり、それが家族に不安や負い目を感じさせ、

「引き出し屋」がつけ込む要因にもなっています。

また、そのようなひきこもりに対する社会の見方があるために、「引き出し屋」による深刻な人権侵害が見過ごされてきた経過があります(現に、当初は「引き出し屋」を肯定的に報じるワイドショー等もありました)。

このような多様な生き方を許容しない社会や行政の支援の不十分さが、今回の深刻な人権侵害を招いたと言っても過言ではありません。

(2) 日本の精神科医療の問題

日本の精神科医療は、諸外国と比べて入院日数や人口当たりの病床数が突出して多くなっており、精神疾患を有する者に対し地域での生活を援助するよりも病院に入院させること(収容主義)が優先されてきました。全世界の精神科病床の約二〇%が日本に存在するとも言われており、本来入院の必要のない(または必要性の乏しい)症状でも「収容主義」により長期間入院されているという現状があります。

国連などの国際機関からも患者の権利が保護されず、長期間入院することが常態化していることが古くから指摘されており、厚生労働省も「入院医療中心から地域生活中心」を掲げてその政策転換を進めることを表明しています。

医療保護入院の制度についても、指定医の判断で身体拘束その他の行動制限を可能とする制度

で、人権保障の観点からはこの制度自体問題のあるものですが、法定要件を充たすとは思えない濫用事例も度々報告されています。

本件もまさに、医療保護入院の制度が極めて杜撰な形で濫用された結果、深刻な人権侵害がなされた事案であり、医療保護入院制度をはじめとす

る日本の精神科医療の問題点が浮き彫りとなった事案といえます。

5 最後に

本件判決に対しては、既に被告側から控訴があり、たたかいは控訴審に移りました。

この裁判は、生きづらさを抱える方への支援のあり方や人権侵害を許容する精神科医療の問題点を問直す重要な裁判です。控訴審での勝利のために、皆様に一層のご支援をお願い申し上げます。

福島原発南相馬訴訟控訴審判決の報告

東京 深井 剛志

一 南相馬訴訟について

二〇二二年二月二五日、仙台高等裁判所第二民事部は、福島原発避難者南相馬訴訟について一審原告らの勝訴判決を言い渡しました(以下「本件判決」といいます)。

本件は、福島第一原発の事故によって長期的な避難を強いられ、かけがえのない故郷を奪われた

南相馬市原町区の住民ら原告二四〇名(控訴審最終時)が、前例のない過酷な放射能汚染公害被害の救済を求めて、加害企業である東京電力(株)を被告として提訴した訴訟です。

請求内容は、次の二つの慰謝料です。

一つは、避難生活による精神的苦痛に対する慰謝料(避難慰謝料)であり、日常生活の阻害に対する賠償です。もう一つは、地域における生活そのものの全面的な破壊・剥奪による「故郷喪失損

害」であり、「地域生活利益」を中心とした「生活と生産の諸条件」が丸ごと破壊され、地域の共同性が奪われたことによる、有形無形の損害と精神的苦痛に対する賠償(故郷喪失慰謝料)です。

原審である福島地裁いわき支部の判決(二〇二〇年二月一八日)は、これらの損害の発生を認定しながら、加害責任の重大性・悪質性についての判断を誤ったうえ、原告らの被った前記二つの損害についての実態を過小に評価しました。また、

津波で地域が破壊された小沢地区の地域の実情の判断を誤り、被害賠償を切り捨てるなど、著しく不十分な被害救済に留まりました。

そこで、控訴審において、原判決の誤りを克服することが求められていました。

一 東京電力の加害責任

まず、本件判決は、本件事故の加害者である東京電力の悪質性を厳しく指摘しました。

本件判決は、二〇〇二年七月に国の機関によって公表された「長期評価」の信頼性が認められることを前提として、これに基づけば、東京電力は、福島県沖を含む日本海溝沿いの領域においてM8クラスのプレート間の大地震が発生する可能性を認識し、遅くとも、津波試算がなされた二〇〇八年四月ころには、同試算程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失し、原子炉の安全停止にかかる機器が機能を喪失する可能性があることを認識していたと認定しました。

そして、本件判決は、このように東京電力が事故の三年も前から具体的な危険として予見していたにもかかわらず、津波対策により原発が運転停止に追い込まれる状況は何とか避けたいなどという経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、結

果回避措置を怠った重大な責任があったと認めるのが相当であると、東京電力の責任を厳しく糾弾しました。

そのうえで、判決は、慰謝料を算定するにあたっては、本件事故の発生について、事故を予見しながら結果回避を怠り深刻な原発事故を発生させた重大な責任があることも考慮して算定するのが相当であるとして、慰謝料の額について増額しました。

二 認定された損害

一方、損害について、本件判決は、原告らの深刻な損害、すなわち避難による損害及び故郷喪失損害について、その被害の有する意味を正しく評価し、救済を命じました。

ただし、その認容金額は、原告らが原審以来主張している損害金額には遠く及ばない水準ではあり、特に同じ行政区でありながら、原発からの距離が二〇キロ圏内であるか、圏外であるかによって賠償額に大きな差があり、完全な救済とは言えないものです。本件判決以上の水準の被害賠償を認めた裁判例も存在することから、後続の訴訟においてこれらの点が是正されることが望まれます。

しかし、以下に述べるとおり、原判決の誤った損害評価は是正されて、その問題点は相当程度克

服されたものです。

まず、避難慰謝料について、本件判決は、中間指針による支払いとは別に、「避難を余儀なくされた慰謝料」として二五〇万円ないし七〇万円の増額を認めました。

次に故郷喪失損害について、本件判決は、現段階における被害地域の状況に関する、原告らの主張・立証を受け止め、その実態を正しく判示しています。すなわち、既に政府による避難指示が解除されている地域においても、地域における事故前の状況は完全には回復しておらず、故郷喪失ないし変容という被害実態が生じているという事実です。

さらに、小沢地区などの、津波による被害を受けたために請求が棄却された地域の原告や、事実誤認に基づき請求が棄却された原告らすべての者について救済し、同等の金額を認定しています。

結果、原発から二〇キロ圏内に居住していた住民には二五〇万円、二〇キロ圏外に居住していた住民には、二二〇万円の損害賠償を認めました。

四 東京電力との協議

本件判決を受けて、当原告団及び弁護団は、一月二八日、東京電力に対して、本件の「解決」を実現するための「解決要求書」を提示し、同月三〇

日に、東京電力との間で協議の場を持ちました。

当原告団及び弁護士団が協議に及んだのは、本件判決は、福島原発避難者損害賠償請求第一陣訴訟（仙台高等裁判所平成三〇年（ネ）第二六四号事件）の確定判決と同一内容で、上告及び上告受理申立を行ったとしても退けられることは明らかであるため、本件判決にしたがった早期解決が望ましいと考えたからです。

加えて、東京電力は、二〇二二年六月五日に一陣訴訟原告らに対して、小早川智明社長名での「原告の皆さまに対する謝罪について」との書面を交付し、それを福島復興本社代表が読み上げて謝罪を行い、本件事故による被害の加害責任を認めたと、謝罪と反省の意を表明していました。このような事情に鑑みれば、東京電力においても、上告することなく、本件判決をもって解決とすることが最も適切な解決と思われる、本件協議に及んだ次第です。

本件協議における原告らの要求の第一は、被害の早期救済をすること、具体的には、本件判決に対し上告せず、原告らに対しても、一阵訴訟原告らに対して行ったと同様に、社長名での書面による真摯な謝罪をした上で、本件判決が命じる賠償をなすことでした。

東京電力は、本件協議において、原告らに対し、担当者の口頭によるものながら謝罪はしつつ

も、社長名での書面による真摯な謝罪及び上告を行うかどうかについては、原告ら及び弁護士団から受けた要求も踏まえて、「総合的に判断する」との回答に終始し、結論を示しませんでした。

五 上告、そして最高裁へ

ところが、東京電力は、上告期限の同年二月九日になって、筆者に対して、「本日上告をした」との連絡をしてきました。

東京電力が、原告らの早期解決の要求を無視し、仙台高裁判決を真摯に受け止めることなく、紛争を無為に長期化させる上告を行い、被害者である本件原告らに対し公式な文書による謝罪をしようとしないうる態度を示したことは、社会的に許されない暴挙というしかありません。

舞台は再び最高裁へと移行することになりましたが、一刻も早い解決に向けて、弁護士団も頑張ります。



青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）



福岡青法協の活動について

福岡 田上 普一

一 福岡青法協の概要

私たち福岡青年法律家協会は、会員数二三名（うち学者二名）の支部です。

現在、五九期の毛利倫会員が議長、六二期の私が事務局長を務めています。

現在の課題は、司法修習生や若手会員との結びつき強化です。青法協の存在と活動への参加について努力と工夫を重ねるところです。

福岡青法協の活動の三本柱は、隔月実施する例会、FSL（福岡・スカラー・スチューデント・ロイヤル）、ひまわり一座の憲法劇をはじめとする各地憲法集会です。福岡県弁護士会は、部会制を採っていて、福岡部会、北九州部会、筑後部会（旧久留米部会）及び筑豊部会（旧飯塚部会）が存在します。隔月で実施する例会は、この四部会の会員が持ち回りで担当しています。四部会で開催される例会に、修習生交流会と総会を加えた毎年六回の例会が、定期的に会員が集う場となっています。

コロナ禍の中で、会員同士が面と向かって懇親を深める機会が減少してしまいました。今年は、徐々にコロナ禍前のような例会が復活してきましたので、一月に実施された飯塚例会の模様をお伝えしようと思います。

二 「遺品が語る戦争の実相」

今年の飯塚例会は、一月一七日に「遺品が語る戦争の実相」と題して、福岡県弁護士会筑豊部会の会議室とZoom配信を利用したハイブリッド形式で実施しました。企画を担当したのは、四四期中の中村博則会員と六七期の澤雅人会員です。

講師には、私設「兵士・庶民の戦争資料館」の館長である武富慈海さんをお招きして、遺品から読み取れる戦争の実相についてお話いただきました。

私設「兵士・庶民の戦争資料館」は、初代館長である亡武富登巳男さんが自身の兵士としての戦争体験から、戦争の反省と後世への教訓を残すために、一九七九年七月一日に設立されました。この資料館の特徴は、「手にふれて下さい。鉄帽はかぶり、軍靴ははいてみて、その重さ、堅さなどを知って下さい。」という注意書きにあるように、ガラスケース越しで実物を見ているだけでは、戦争の本質はなかなか伝わらないというコンセプトにしたがって、実際に、戦争遺品を手にとって触れることができるという点です。

今回の飯塚例会でも、現在の館長である武富慈海さんご厚意で、資料館から、背囊・鉄帽・軍服・軍靴・千人針・従軍兵士による日記等の資料をお持ちいただきました。

例会参加者は、実

際に戦争で使用された三八式歩兵銃（無可動加工品でレプリカではありません）などに触れることができました（写真は五五期の中山篤志会員です）。私も、三八式歩兵銃を手にとって、見よう見まねで構えてみましたが、その余りの重さに構え



続けることができませんでした。私以外の参加者も、銃を持った瞬間に「重い」という言葉を挙げていましたから、特別、私が非力だったわけではありません。実際に、銃を構えてみて、ヒンヤリとズシリ重い鉄の質感を感じつつ、八〇年ほど前には、この照準の先には、生身の人間が捉えられていたのだと実感することができました。

武富慈海さんにお持ちいただいた戦争遺品のうち特に興味を引いたのは、「木下敏郎戦中日記」という従軍日記です。

この日記は、医務室勤務の下士官であった木下敏郎さんが一九四四年七月二日から一九四六年六月一七日まで、ほぼ三年間にわたって出征先の中国において書かれた日記です。日記の実物は、名

刺大ほどの薄い紙に細かな文字でびっしり記載されています。所々、雨に濡れたためか滲んで読めない箇所、ボロボロになって判読できない箇所がある状態です。当時の一兵士の日記は、疲労や紙不足のためそもそも日記を付けていた兵士が珍しかったこと、中国から日本への引き揚げ時に日記の類いを持ち帰ることが禁止されていたため、大変貴重な資料なのだそうです。この木下日記も、戦闘時は、鉄帽（ヘルメット）の中に忍ばせ、引き揚げ時には、腹巻き状の衣類の中に入れて身につけた状態であったため持ち帰ることができたのだということでした。

日記の内容は、淡々と正直に、延々と続く行軍（木下さんの部隊は、一二〇キロを五〇日かけて

戦闘をしながら行軍）、物資不足を補うための現地徴発という略奪行為、捕虜の処刑の模様といった戦場における日々の出来事、死と隣り合わせの木下さんをはじめとする兵士達の心境が記載されています。

一兵士の視点から、当時の兵士が、戦場で、何を見て、何を感じ、どのように行動していたのか、という戦場の日常が伝わってきます。

ロシアによるウクライナ侵攻により、戦場の様子を目にする機会が増えましたが、発信者により都合良く加工されたものであることは否定できません。戦争遺品に触れ、兵士の日記に触れることで、戦場で待ち受けている残酷で白黒ハッキリすることができない光景に思いを馳せることができました。

「兵士・庶民の戦争資料館」は、Yahoo! JAPANの「未来に遺す戦争の記憶」という特集でも紹介されていますが、興味のある方は、是非、資料館を訪れることをおすすめします。

「兵士・庶民の戦争資料館（福岡県鞍手郡小竹町大字御徳四一五―一三三）」は、開館時間が午後一時三〇分から午後五時まで、休館日は毎週水曜と木曜です。入館無料ですが、武富さんがお一人で運営されているため、訪問の際には、事前に電話（〇九四九―六二―八五六五）連絡が必要ですよ。

青年法律家協会弁学会合同部会◎二〇二二年度第三回常任委員会◎決議

原発の新增設および福島第一原発事故の最大の教訓である

原発の四〇年運転制限を撤廃することに強く反対する決議

一 原発の新增設及び四〇年運転制限撤廃へ向けた政府・規制委の動き

岸田政権は、二〇二二年八月、原子力を最大限活用すると表明し、これまでの方針を転換し原発の新增設という方針を打ち出した。また、報道によれば、経済産業省は、原子力発電所の運転期間を最長六〇年とする規制を撤廃する案の検討に入ったとのことであり、素案では運転期間に上限を設けず、規制委の審査を経て何度でも延長できるようにするということである。

このような政府の方針について、原子力規制委員会の山中伸介委員長は、本年一〇月五日の記者会見で、「原則四〇年、最長二〇年延長できる」という規定（四〇年ルール）が原子炉等規制法から削除されることを容認したと報道され、原子力規制委員会は、一月二日、運転期間の上限を設けない新たな規制案を示した。

二 原発がそもそも有する問題点

大飯原発三、四号機運転差止請求事件において、二〇二四（平成二六）年五月二日福井地裁判決（判例時

報三二二八号七二頁）は、関西電力が運営する大飯原発の安全性に関わって、原子力発電所の安全性について次のように判示した。

「被告は、大飯の周辺の活断層の調査結果に基づき活断層の状況等を勘案した場合の地震学の理論上導かれるガル数の最大数値が七〇〇であり、そもそも、七〇〇ガルを超える地震が到来することはまず考えられないと主張する。しかし、この理論上の数値計算の正当性、正確性について論じるより、現に、……全国で二〇箇所にも満たない原発のうち四つの原発に五回にわたり想定した地震動を超える地震が平成一七年以後一〇年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。」「この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観の見通しである。」「基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じうるというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。」

本年二月二日、本常任委員会は、この判決をくだ

した福井地裁の当時の裁判長樋口英明氏に講演をして頂いたが、この点にかかる原子力発電所の脆弱性について改めて確認した。我が国の原子力発電所は、我が国で発生する地震動に耐えられるように設計されていない。この一事をもつても、我が国の原子力発電所が運転することは、国民の生命、生活の安全にとって重大な危険を内包するものであつて、許されるべきものではない。

三 福島第一原発事故の教訓の忘却

また、原発の新增設は、未曾有の被害を発生させた福島第一原発事故の教訓を全く活かさないものであり、断じて許されない。

福島第一原発事故により、極めて広範囲の土地が放射性物質で汚染され、避難を余儀なくされた被害者は十数万人にも及び、住民の故郷、生業、地域コミュニティなどの有形無形の財産は根こそぎ破壊された。

原子力発電所は、万が一事故が起きれば広範な地域が根こそぎ失われるという壊滅的な被害があり、その被害が福島で現在もお継続している現状で、さらに原子力発電所を新設するなどということは、福島第一原発事故の教訓を忘却するものであり許し難いものである。

四 老朽原発の問題点

四〇年ルールは、福島第一原発事故において、二〇一一年の事故時に一号機が運転開始から四〇年を迎える月にあり、設計の旧(ふる)さなどが事故の進展に影響したこと等を踏まえ、運転期間の上限を設けることで老朽原発による事故を未然に防ぐという観点から、事故後、当時の民主党と野党だった自民党と公明党と三党の合意により定められた。

このように、福島第一原発事故の最大の教訓として、国民の代表である国会で、しかも超党派の合意で法改正され法制化された原発の運転期間制限撤廃の方針を、国民の意見を十分聞くこともなく打ち出すことは極めて問題である。

老朽原発は、経年劣化の問題だけでなく、設計の旧(ふる)さや、施工技術等の旧(ふる)さが指摘されている。実際、福島第一原発でも、非常用配電盤の設置場所が、すべて同じフロアに設置されるという旧(ふる)い設計だったことが、津波でいっせいに機能を失う原因となったことが指摘されている。

原発一基当たり一〇〇〇〜二〇〇〇kmに及んで設置されているとされるケーブルも、旧(ふる)い原発は難燃性のものになっていない。本来は火災のリスクから全て難燃性ケーブルに取り替えなければならないはずだが、実際にはそれが困難であることから、現実の老朽原発では、複数のケーブルを防火シートでくるむだけの対策でよしとされてしまっている部分もある。

金属や、コンクリートの経年劣化による安全性低下も懸念されている。特に長期の運転による核燃料から中性子照射に伴う原子炉容器の脆化問題は深刻である。原子炉容器は基本的に取り換えることが困難であるが、脆化が進行すると緊急炉心冷却装置の作動など原子炉を冷却する事態が生じた場合に、原子炉容器自体が破損し大量の放射性物質が漏出する極めて重大な事故につながるおそれがある。

この中性子照射脆化に関する審査基準については、専門家からは脆化進行に関する予測式が理論的におかしいとか、例えば高浜原発一号機に関しては、運転後三〇年目に行った予測の結果と四〇年目に行った予測の結果に大きな違いが生じるなどの重大な問題点が指摘されている。

現在の知見では長期の運転に対する十分な審査基準が確立されているとは言いがたく、実際の規制委員会による運転延長認可審査においても、徹底的に安全を確保しようとするのではなく、事業者の申請を鵜呑みにしてしまうような姿勢もみられることから、四〇年ルールを撤廃することには安全性に重大な懸念がある。

五 原発新增設の問題点

新增設については、エネルギー基本計画における「可能な限り原発依存度を低減する」という基本方針に明らかに矛盾するものである。

この点、福島第一原発事故後に原発廃止を決定したドイツが、二〇二二年末までに現在稼働中の三基の原

発の運転を停止する予定であったものを二〇二三年四月まで稼働可能な状態を維持するとしたが、これはロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー危機を受けての一次的なものであり、非常用の予備電源として停止時期を数か月延長したに過ぎない。ドイツの経済・気候相は、「原子力はリスクの高い技術であり、放射性廃棄物は世代を超えて負担になる」と指摘している。

六 原子力規制委員会の姿勢の問題点

原子力規制委員会は、福島第一原発事故の反省を踏まえ、「二の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消する」ために、「中立公正な立場で独立して職権を行使する」委員会として設置されたものである。それにもかかわらず、原発を積極的に推進する現政権および経済産業省の新たな方針に意見はしないとの消極的な姿勢を示しており、その職責を果たしているとは言いがたい。

七 原発の新增設及び四〇年運転制限撤廃は許されない

今般、岸田政権が表明した原発の新增設および四〇年運転制限の上限撤廃は、原発に依存するエネルギー政策を追随するもので、自然エネルギー増設の足かせとなるものであり「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、安全を最優先し、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る」というエネルギー基本計画の基本方針に明ら

かに矛盾するものである。同事故、そしてその教訓を踏まえた法改正からわずか一〇年程度しか経過してないにも関わらず、その最大の教訓を覆そうとするものであり、到底受け入れられるものではない。しかも、国民の命や健康、生活そのもの、ふるさとすら喪失させるほどの危険性を有する原発の中でもさらに危険性の高い老朽原発について、運転期間の上限を撤廃しようとすることは、到底国民の理解を得られるものではない。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、原発の新増設および四〇年運転制限の上限撤廃について、重大な懸念を表明するとともに、強く反対する。

二〇二二年二月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回常任委員会

二〇二二年度第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・広島)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・広島)を行います。常任委員以外の方も奮ってご参加下さい。

記

日 時 二〇二三年三月一日(金) 一三時～二二時(予定)

場 所 広島市内

特別講演 「台湾情勢と安全保障政策とそまやかしを知る」憲法9条を守り発展させるために

報告…井上正信会員

地元企画 「黒い雨」訴訟 報告…竹森雅泰会員 小山美砂氏(ジャーナリスト)

若手弁護士実務講座 ①「離婚問題についての座談会」

座談会メンバー…寺西環江会員、秋吉理絵香弁護士、その他

②「デジタル社会と法改正の動向

」国民の人権擁護のために知っておくべきこと」 報告…大住広太会員

オープンショナルツアー 旧陸軍被服支廠倉庫の見学ツアー(ガイド付)

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



▼毎年、暮れ近くになると写真家の田村寛一氏から氏が撮った世界の子どもたちをまとめた壁掛けカレンダーを頂くが数

年前から見事に咲いた植物写真に変わった。氏はその理由を添えた手紙に書いてはいるが事情は私にもわかる。▼これまで本紙の毎号に私も世界の子どもの写真を掲載してきたが、ここ数年来コロナ禍の事情で海外に出れなくなったことや海外五〇ヶ国以上まわり、多少加齢のせいもあるが重いスーツケースを引いての旅行が苦痛になり、最近では専ら鉄道・飛行機・レンタカーを組み合わせた国内の旅行先写真になった。▼この年齢にして日本にはまだまだ見落としていた観光スポットが沢山あることに気付き、今後の表紙写真は風景や祭事の写真が多くなるかも。▼この年末年始には熊野古道を歩いた。東京から名古屋へのぞみで二〇〇分。そこから新宮まで特急でも三時間半以上。それでも列車が時間通りに走れば人類にとって至高の文化遺産を楽しめるのは戦争のない平和な日本だからこそだ。

(宮本 智)